

令和6年度富山県いじめ再調査委員会 会議録

- 1 日 時 令和7年3月24日（月） 13時30分～15時00分
2 場 所 富山県民会館7階707号室
3 出 席 者 委員5名 伊藤智樹（富山大学教授） 嶋野珠生（公認心理師）
村上 満（社会福祉士） 森 昭憲（精神科医）
山本 妙（弁護士）
事務局 坂林根則（理事・経営管理部次長）
岡本一善（教育みらい室児童生徒支援担当主幹）ほか3名

4 会議次第

- (1) 坂林理事・経営管理部次長挨拶
- (2) 議事録署名人の選出について
- (3) 今回の会議の公開について
- (4) 説明事項
 - ・富山県におけるいじめの認知状況及び対策等について
 - ・他県における再調査等の状況について
- (5) 意見交換
- (6) その他

5 議事の経過及び結果

- (1) 開会にあたり、事務局から委員総数5名、全員の出席により定足数に達しており、富山県規則第49号富山県いじめ再調査委員会規則（以下「委員会規則」という。）第5条2項の規定により、本委員会が有効に成立したことが報告された。
- (2) 坂林理事・経営管理部次長より挨拶があった。
- (3) 事務局より委員長の選出について提案があり、伊藤委員が委員長に選出された。
- (4) 事務局より委員会規則第5条1項により委員長が会議の議長となる説明があり、委員長の伊藤委員が議長となった。
- (5) 議事録署名人について、議長から嶋野委員、山本委員の指名があった。
- (6) 議長より、富山県いじめ再調査委員会運営要綱第6条の規定に該当する個人情報に係る内容が今回の協議事項にないため、議長は会議を公開することを提案し、全員異議なく承認。本会議は公開されることとなった。

(7) 説明事項について、資料1～7により事務局から説明があった。質疑応答等については、事務局からの説明事項を全て終了後、一括して行うこととなった。

【伊藤委員長】 それでは、説明事項に基づき、質問、意見を伺いたい。

【森委員】 資料2の方策4いじめ相談電話の周知や方策6スクールロイヤーの活用について詳しくお聞きしたい。

【事務局】 方策4については、各学校に長期休業前に通知等を発出しており、児童生徒や保護者に必ず周知している。方策6については、各学校にスクールロイヤーの実施について案内しており、実際に法的事案が大きくなる前にスクールロイヤーに相談した事例はある。

【森委員】 スクールロイヤーについては、世間一般の人は知らないと思うため、事例を出すと良いと思う。いじめ相談電話を経由して、いじめが明らかになった件数についてはどうなのか。

【事務局】 相談内容は多岐であり、いじめも当然あるがそれ以外の悩みについてもかかってくる。いじめの相談件数についてはこの場で具体的にお示しすることはできないが、実際にあることは間違いない。

【山本委員】 小中高の重大事態の件数について、最新のものがあればお聞きしたい。

【事務局】 令和5年度の富山県の調査結果が公表されており、重大事態の件数は19件ある。内訳については公表されていないため、お伝えできない。

【山本委員】 資料6のガイドラインの改訂について、申立てがあった際の学校対応について追記したことや第三者が調査すべきケースを具体化したことを特に評価している。またチェックリストが追加されたことも非常に良いと思う。

ガイドラインの改訂は、小中高の学校の現場でどの程度浸透しているのか。

【事務局】 ガイドラインの改訂については、各学校にオンラインで文部科学省の説明を見ていただくように案内している。今年度、改めて生徒指導の講演や文部科学省からの説明等の機会を取りたいと思っている。

【森委員】 群馬のいじめ再調査委員会の報告書から、多くの時間を要していることや保護者への対応等が不十分であることが分かり、資料2の方策1と2が非常に重要だと思う。

いじめに限らない話で、子どもが学校でのトラブルを自由な意思で話せることが大事である。また、SOSの出し方に関する教育は以前から文部科学省が進めているが、あまり上手くいっていないため、実態調査を行えば良いと思う。同時に、SOSを受け止めた先生自身が相談しやすいと思える上司や相談場所がないと、その先生が心身ともに疲弊してしまうので、子供も先生もSOSを出していいと思える環境を作っていくことが非常に重要だと思う。

(8) 森委員より話題提供があり、「寝屋川市子供たちをいじめから守るための条例」及び関連資料について説明があった。

【伊藤委員長】 監察課が寝屋川市の行政内部に作られたということだが、いじめ対策の専門部署という認識でよいか。

【森委員】 直接連絡をしていないため、いじめ以外も対応してなのかわからないが、いじめ対策に向けて設置されたため、メインはそこにあると思われる。

【山本委員】 説明を聞いて、大変に素晴らしいものだと思った。まず1ヶ月間という短期間だと、相当な頻度で迅速に監察課が動いているのだと思う。それから、監察課に直接いじめの通報相談があったときは、監察課が被害児童生徒、加害児童生徒、教員、保護者等に直接関与して、調査対応やいじめの事実確認、加害者への指導等を行うことも、情報の一元化ができるため、使い勝手の良い制度になっていると思う。

昨年の委員会に出席した後も、主に小中でいじめの学校対応に関しての相談が大変多くあり、具体的には学校がいじめを認知したにもかかわらず組織的に動けていない。つまり、担任レベルではなく、校長・教頭レベルでいじめとわかっているはずなのに、いじめではなく、友人関係のこじれの問題にすぎないとして、いじめの法律やいじめ防止対策推進法に則った対応をしていない例が複数見られた。

また、被害児童に対しての説明も不十分、内々に終わっており、学校内にとどめて、教育委員会や市町村まで報告していないということが複数件あった。事実確認や調査についても、学校が前面に出て、資料選別や聴き取りをするのは負担が大きいし、周囲からの中立性にも疑問を持たれかねない。

また、疲弊している中で調査や被害児童への対応、教育委員会とのやりとりをしなくてはならず、さらに負担がかかる。その調査について、ある意味素人が行うのは適切かどうかという問題もある。

そのため、直接監察課が関与して調査対応を行うことは、学校の負担軽減になり、親や被害児童からすると、より中立性が保たれて、信頼感も増すはずである。また、学校の内部では存在するはずの資料が、後々の調査の終盤になって出てくることも防止できると思う。そういう意味では、この寝屋川市の監察課は大変良いと思う。

【村上委員】 富山県では子どもの権利条例を制定しようと動いており、その有識者委員の1人であるため、改めていじめの問題、人権の問題を含め、本委員会での話や意見も含めてお伝えをして、連携をとっていきたいと考えている。

【嶋野委員】 群馬県いじめ再調査委員会の報告書を見ると、学校の保護者や子どもへの対応が不十分であったことが明らかなことがわかり、寝屋川モデルが非常に重要なと改めて感じた。1ヶ月で解決を目指すことや第三者がはいることで、いじめを早期に防ぐことの重要さが感じられる。

自殺が起きたときに必ず行う基本調査は学校で行われているので、学校関係者が行う聞き取りには中立性の保持や事実関係の把握が本当にできるか、という問題がある。こうした中立を保つ調査が早期に行われることで、重大事態になる前に防いでいけることがあるのではないかと思う。

(9) 伊藤委員長より話題提供があり、堀切忠和, [2013]2024, 「学校の危機管理とクレーム対応—いじめ防止対策推進法といじめ対策を中心に（3訂）」日本加除出版について説明があった。

【伊藤委員長】 重大事案、重大事態を扱っているのに、広範な網でキャッチしようと/or しているいじめ防止対策推進法第2条の定義を援用して、処理しようとしていることによって、苦痛のないところに一生懸命苦痛を求めるという強引なところが出た気がした。本人が亡くなっていて苦痛が証明できなくても、いじめというのは同定できることは可能であり、その定義の援用の仕方、工夫の余地は十分あり得ると思う。

本来、学校は対応がうまくできるはずだが、根本的にできないところがあるため、専門職である第三者が関わることができれば良いと思う。

【山本委員】 富山県でも歴史は浅いが、スクールロイヤーは存在している。しかし、誰の相談を受けるかというところで、立場的に難しいところはある。スクールロイヤーを設置した県や市の説明を聞き、制度設計を改良していくのがいいかもしれない。

【伊藤委員長】 供給側の人材としてはある程度増えつつあると言って良いのか。

【山本委員】 私自身はしていないが、手を挙げるような人たちは学校や子供のことを勉強している先生が多い。

【伊藤委員長】 あとは学校側との連携の仕方を醸成していく段階が必要かもしれない。

【山本委員】 問題が起こってしまってからなじみのない弁護士に相談するというかたちでは、その問題を相談する側としても心のハードルが高いという側面があるのかもしれない。学校側でもスクールロイヤーと信頼関係を醸成していけば良いと思う。何もやりとりしないと垣根が高いままだから、学校側からいろんな相談を持ちかけたりスクールロイヤーの弁護士との交流を定期的に図ったりして、そのスクールロイヤーの判断、知識、人柄的なところを含めての関係を醸成できていけば良いと思う。

【村上委員】 スクールロイヤーの存在がなかなか見えにくかったところがあるが、社会福祉士の立場からすると、1つの有効な社会資源として、スクールロイヤーという存在をスクールソーシャルワーカーと管理職の先生方と一緒にどう活用してどう事前に解決するかを勉強して、何かあったときにはスクールロイヤーの存在を十分に出していくことが必要だと思う。令和5年度の重大事態は19件だが、再調査にまで至らなかつたことにおいて、各学校の先生方が生徒指導を日頃から丁寧にしているおかげで留めているという部分でも一定の評価はできると思う。

【伊藤委員長】 時間も迫ってきたため、本日はこれで議事を終了させていただく。

(10) 事務局より、本日の会議では個別事案についての審議はなかつたが、いじめの重大事態が発生し再調査となれば、各委員に開催案内を出す旨の連絡があり、令和6年度富山県いじめ再調査委員会は終了した。